

保健師(嘱託職員)を募集します

☎ 健康福祉課 ☎ 687-1530(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線165)

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うために開設されました。これに伴い、嘱託職員採用のため次のとおり試験を行います。

- ▶ **採用期間** 採用日～令和2年3月31日(火)
※年度ごと更新あり
- ▶ **採用人員** 年齢制限なし
保健師資格を有する人
※ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。
1) 日本国籍を有しない人
2) 地方公務員法第16条に該当する人
- ▶ **試験日時** 随時
- ▶ **試験会場** 須恵町役場
- ▶ **試験内容** 面接試験
- ▶ **申込方法**
市販の履歴書に必要事項を記入の上、保健師免許証の写しを添付し、健康福祉課 保健予防係に郵送または持参してください。

- ▶ **提出先**
須恵町役場 健康福祉課 保健予防係
〒811-2193 糟屋郡須恵町大字須恵771番地
- ▶ **基本給** 171,500円～196,200円
(経験年数により変わります)
※昇給あり
- ▶ **手当** 交通費は通勤距離に応じて支給。
期末手当は年間1.1月分支給。
- ▶ **有給休暇** 20日
※ただし、採用日により変わります。
- ▶ **その他** 社会保険・雇用保険あり
次年度以降は、雇用形態が会計年度任用職員になります。
経験年数3年未満 193,132円～(予定)
経験年数3年以上 207,230円～(予定)
※地域手当が含まれます。経験年数により金額は変わります。勤務日数によって基本手当があります。

詳しくは、コチラ➡



保育士・栄養士・調理員(臨時・パート職員)を募集します

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線153)

次のとおり、町立保育園・認定こども園で勤務していただける人を募集しています。

- ▶ **保育士**
- ▶ **身分** 臨時保育士(常勤) (月22日程度勤務)
パート保育士 (月11～13日程度勤務)
- ▶ **要件** 保育士資格を有する人
- ▶ **賃金** 臨時保育士(常勤) 日給 8,500円
パート保育士 時給 1,000円

- ▶ **クラス担任(保育士)**
- ▶ **身分** 臨時保育教諭(常勤・担任)
(月22日程度勤務)
- ▶ **要件** 保育士資格、幼稚園教諭免許を有する人
- ▶ **賃金** 臨時保育教諭(担任) 月給 220,000円

- ▶ **栄養士**
- ▶ **身分** 臨時栄養士(常勤) (月21日程度勤務)
- ▶ **要件** 栄養士資格を有する人
- ▶ **賃金** 日給 7,300円

- ▶ **調理員**
 - ▶ **身分** 臨時調理員(常勤) (月22日程度勤務)
パート調理員 (月14日程度勤務)
 - ▶ **要件** 臨時調理員 調理師免許を有する人
※パート調理員は、免許の有無を問いません。
 - ▶ **賃金** 臨時調理員(常勤) 日給 6,590円
パート調理員 時給 841円
- 〈申し込みの際の注意点〉
- ▶ **年齢制限** 昭和34年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人
 - ▶ **勤務場所** アザレア幼児園、れいんぼ一保育園のいずれかの園
 - ▶ **提出書類** 須恵町臨時職員登録申請書兼履歴書、該当する職種の資格証(免許証)の写し(持っている人のみ)
 - ▶ **提出先** 子ども教育課 1階窓口

詳しくは、コチラ➡



2020年農林業センサスにご協力をお願いします

☎ 地域振興課 ☎ 932-1438(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線213)

農林業センサスは農林業の生産構造や就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政施策を企画立案するための指標として活用されることなどを目的に5年ごとに行う調査です。

- ▶ **農林業経営体調査(12月以降)**
農林業を営む農家や林家、法人などを対象に、統計調査員が訪問します。調査対象になった場合は、配布した調査票のご記入をお願いします。
 - ▶ **農山村地域調査(12月以降)**
農山村の実態を総合的に把握するため、すべての農業集落について、地域の精通者を対象に調査を行います。
- ※インターネットを利用したオンライン回答も可能です。
※調査員には守秘義務があり、調査で知り得た情報が他人に漏れることはありません。



農業委員会委員を募集します

☎ 地域振興課 ☎ 932-1438(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線213)

現農業委員会委員の任期満了に伴い、公募(推薦・応募)を行います。

- ▶ **農業委員会とは**
農地法に基づく権利移動などに関する許可業務に加え、農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進を行う組織です。
- ▶ **委員の選出・任命について**
委員は、町長が議会の同意を得て任命します。あらかじめ、地域の農業者や農業団体から候補者の推薦を求めるとともに、公募を行います。農業委員会は、原則として委員の過半数が認定農業者であることが求められます。委員の年齢、性別などに著しく偏りが生じないように配慮することが求められ、女性や青年の登用推進が求められます。
- ▶ **任期** 令和2年7月20日～令和5年7月19日

- ▶ **受付期間** 令和2年1月14日(火)～2月13日(木)
8時30分～17時15分(土日祝日を除く)
- ▶ **申込方法**
地域振興課窓口備え付けの応募用紙に必要事項を記入の上、地域振興課 農業振興係に郵送または持参してください。FAXでも受け付けます。
※応募用紙は、ホームページからもダウンロードできます。
- ▶ **提出先**
須恵町役場 2階 地域振興課
〒811-2193
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地
FAX 931-1827
- ▶ **候補者評価委員会の開催予定時期**
令和2年2月下旬